

## 討 論

2015年12月22日

森脇ひさき

私は、日本共産党県議団を代表し、議案7件、請願8件、陳情6件について、委員長報告のとおり決することに反対し、主なものについてその理由を述べさせていただきます。

まず、議第105号「平成26年度歳入歳出決算の認定について」です。

決算は、①広域水道企業団の「余り水」への支出など従来からの無駄遣い、②学力・学習状況調査、学力定着状況たしかめテスト、頑張る学校応援事業などによる、学校と子どもたちへの過度な競争おしつけ、③7億円を超える企業立地促進補助金、その一方で、④「心身障害者医療費公費負担制度」に象徴されるように、県民のくらしや医療・福祉には厳しい施策を続けていることなど、大きな問題があります。よって、議第105号には反対するものです。

次に、議第107号、108号、109号および119号ですが、これらはいわゆるマイナンバー制度の利用に伴う条例改正です。マイナンバー制度の関連事業発注をめぐる厚生労働省職員の汚職事件があり、先日は大阪府堺市の職員による有権者情報流出事件が発覚しました。県民の不安が大きく広がっているのに、それを防ぐ完全な対策のないまま制度利用をすすめることは大問題と言わなければなりません。

マイナンバー制度の問題点については、6月議会の討論と9月議会の一般質問でわが党の氏平議員がとりあげておりますので繰り返しません。制度利用の中止を求める立場から、条例改正に反対いたします。

議案の最後は、議第110号「地方活力向上地域における県税の特例に関する条例」です。これは、「地方創生」の一環で、首都圏から本社機能を移転した事業者には県税を減免するものです。長年、岡山のために、地域のために頑張ってくれている県内事業者には何の恩恵もありません。それどころか、県内事業者や県民が県税を滞納すれば、それが病気や不況による場合でも、容赦ない厳しい滞納整理がおこなわれています。

まじめに頑張っている事業者や県民に十分な支援をおこなってこそ、地方を活性化する力になると思います。よって、このような「逆立ち」した県税の特例は認めるわけにはいかず、議第110号には反対するものです。

次に、委員長報告では不採択とされた、請願第6号から13号までの8件、陳情第20号および27号、私学助成と教育に関する請願および陳情です。

私学助成の拡充などの請願は2団体で5万人分を超える署名とともに提出されました。就学支援金制度が拡充されたといえ、労働者の所得が低く押さえられているなかで、学費や生活費のために

アルバイトに追われ、「遅刻したり学業に身が入らない生徒がいる」との話を直接うかがいました。県の経常費補助について、国が支出している平均額を下回っていることに、以前私が「県がねこばばしているのか」と指摘したことに対して、知事は「ねこばばと言われないように頑張る」と述べられましたが、未だ全国で低い水準です。早急な改善が必要であり、私学助成の拡充を求める請願6号および13号の採択を求めます。

教育行政の喫緊の課題は、安心して勉強に励むことができる環境をつくること、先生方がのびのびと子どもたちと接することができ、学ぶことが子どもの喜びになる、そういう視点で教育条件を整備することだと思います。よって、教育に関する一連の請願・陳情についても採択するよう求めます。

次に、陳情第21号、心身障害者医療費公費負担制度に関する陳情です。

現行制度の最大の問題は、障害者福祉に利益負担の原則を適用したことにあります。「そもそも障害者福祉は益ではない」と私たちは再三再四指摘してきました。また、これは国の障害者自立支援法違憲訴訟ですでに決着済みです。ところが県は、財政が厳しいことと、低所得者には軽減しているとの理由で、障害のある方々の切実な声に背を向け続けています。一刻も早い改善が必要であり、本陳情の採択を求めます。

次に陳情第24号、安保法制に関する陳情です。

政府・与党が安保法制・戦争法を強行して3ヶ月が経ちました。日本共産党は、戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義、民主主義、平和主義をとりもどす「国民連合政府」の提案をおこないましたが、これに呼応する形で、岡山県内でも戦争法廃止の野党共闘をよびかける集会が開かれたり、一昨日は東京で、戦争法・安保法制に反対してきた諸団体有志により「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が結成されるなど、全国各地で様々な運動が広がっています。

先般フランス・パリでおこった同時テロによって多くの市民が犠牲になりました。あのような蛮行は絶対に許せるものではありません。いま、テロ根絶として空爆など軍事作戦を強化する動きが見られます。そんななか、米国から日本に空爆への支援要請があった場合、戦争法が成立したことにより、断れない事態になりはしないか、心配なのは私たちだけでしょうか。

パリ同時テロで妻を殺害されたジャーナリスト、アントワヌ・レリスさんが、実行犯に対して、「私は君たちに憎しみの贈り物をあげない」と述べたことが世界に感動を広げています。テロ根絶にとって何よりも大切なことは、戦争ではなく、憎しみの連鎖を断ち切るための国際社会の一致結束したとりくみです。

日本政府は、憲法9条をもつ国として、「憎しみの贈り物」ではなく平和の外交に徹するよう強く求める立場から、本陳情の採択を求めます。

最後に陳情第26号、TPPに関する陳情です。

TPP「大筋合意」は、コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖の農産物重要5項目で3割の品目の関税を撤廃、関税が残る品目でも、コメは特別輸入枠の新設、牛・豚肉で関税大幅削減など、重要5項目を「除外または再協議」するよう求めた国会決議に真っ向から反する内容となりました。この結

果は、農業・農村の危機的現状に追い打ちをかけるとともに、農村や国土の荒廃を広げ、世界最低水準の食料自給率をさらに低下させ、国民の生存基盤を根底から脅かすこととなります。

「大筋合意」が発表された直後の「日本農業新聞」の農政モニター調査では、「大筋合意を評価しない」との回答は8割にのぼりました。TPPで直接的な打撃を受ける農業者の悲鳴と怒りは明らかであり、いま政府はこの声に耳を傾けるべきです。

さらに TPP は、国民の命や暮らしの安全にかかわる制度も「非関税障壁」として扱われます。政府は、医療や食の安全などの制度は変更ないと言っていますが、TPPには食品添加物の認可拡大や投資家対国家紛争解決（ISDS）条項も盛り込まれ、TPP交渉と同時に行われた日米並行交渉に関する両国の交換文書には、保険、投資、知的財産権、政府調達、衛生植物検疫など9分野で非関税障壁の除去に取り組むことが確認されています。日本政府の規制改革会議に外国企業の意見を反映させることも明記されました。

これだけ重要な問題を含んだ TPP について、国会にも、主権者国民にも明らかにせず「大筋合意」に突き進んだことは、大問題と言わなければなりません。政府は、TPPから離脱し、国土と食、国民の命と安全を最優先にする政治への転換をはかるべきです。よって本陳情についても、採択を主張するものです。

以上で討論を終わります。